

3/23 新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する

緊急対策関係閣僚会議（第2回） 議事録

（開催要領）

1. 開催日時：2021年3月23日（火）8:40～9:00
2. 場所：官邸2階大ホール
3. 出席者：

菅	義偉	内閣総理大臣
加藤	勝信	内閣官房長官
坂本	哲志	一億総活躍担当大臣 兼 孤独・孤立対策担当大臣
西村	康稔	経済再生担当大臣 兼 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
丸川	珠代	女性活躍担当大臣 兼 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
麻生	太郎	財務大臣
萩生田	光一	文部科学大臣
野上	浩太郎	農林水産大臣
梶山	弘志	経済産業大臣
赤羽	一嘉	国土交通大臣
新谷	正義	総務副大臣
三原	じゅんこ	厚生労働副大臣

（議事次第）

1. 開会
2. 大臣からの説明
 - ・ 財務大臣兼内閣府特命担当大臣
 - ・ 農林水産大臣
 - ・ 経済産業大臣
 - ・ 国土交通大臣
3. 意見交換
4. 内閣総理大臣発言
5. 閉会

(配布資料)

- 資料 1 飲食業の現状について
- 資料 2 宿泊業の現状について
- 資料 3 新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等について 概要
- 資料 4 新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等について 本文
- 資料 5 資金繰り支援・資本金による支援について
- 資料 6 事業再構築補助金を活用した中堅企業の支援強化について
- 資料 7 外食産業支援債務保証の拡大について

○加藤官房長官

ただ今から、新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議第2回を開催いたします。先週16日の第1回会議において、菅総理より、これまで多くの雇用を担ってきた飲食業などの事業の継続を支援することが重要であり、資金繰り支援を中心に、金融面の対応策を今後早急に取りまとめるよう御指示があったところでございます。これを踏まえ、本日は、新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等について、議論いただきたいと思っております。それでは初めに、飲食・宿泊業の現状について、所管大臣から御説明をお願いいたします。

まず、野上農林水産大臣より、飲食業の現状について御説明をお願いいたします。

○野上農林水産大臣

この1年間の外食産業の現状についてご報告します。お手元の資料1「飲食業の現状について」の1ページ目を御覧ください。

左の表にありますとおり、外食産業の売上高は、昨年4月に、対前年同期比60%と、過去最大の落ち込みを記録しました。その後、10月までの間に緩やかに回復しましたが、11月以降は再び減少傾向となり、本年1月には79%にまで落ち込んでいます。

業態別に見ますと、「ファストフード」はかろうじて前年並みの水準を維持している一方で、特に、夜の営業が中心の「パブレストラン・居酒屋」での影響が甚大です。昨年4月に、対前年同期比9%に落ち込み、本年1月でも対前年同期比25%にとどまっています。

次に、右の表を御覧ください。新型コロナウイルス関連倒産件数でも、飲食店は他の産業に比べて最も多くなっています。

次に、2ページ目を御覧ください。

個人支出における支出項目別にみても、宿泊に次いで飲食は影響を受けております。昨年4月に対前年同期比34%と落ち込み、本年1月でも対前年同期比57%にとどまっています。

このように、新型コロナにより外食産業が甚大な影響を受ける中、農林水産省では、これまで、東京・大阪などの都市部だけでなく地方にある飲食店や、中小企業・中堅企業・大企業など様々な規模の企業、居酒屋・ファミリーレストラン・ファストフード・喫茶など幅広い業態の外食産

業から、経営状況や政府の支援策等について、直接に、又は、団体を通じて多くのご意見を伺ってまいりました。

この中で、飲食店からは、現在の経営状況について、「飲食店をとりまく厳しい環境が1年続いたこともあって、金利が上がる、融資が受けられなくなるなど、1年前よりも資金の確保が格段に難しくなっている。」といった声や、「売上の減少が大きい都心部を中心に不採算店を閉じ、新たな事業展開を進めたいが、既存設備の撤去に要する多額の費用がその妨げとなっている。」といった声を聞いております。

また、事業展開の一つとして、テイクアウトやデリバリーの強化、冷凍食品等の店頭販売やネットでの販売の強化、ランチタイム営業の強化や新メニューの開発、少人数で利用しやすい店舗への改装など、消費者の消費動向の変化にあわせて様々な対応策を打ち出し、活路を見出そうとする動きがあることも聞いております。

外食産業は全体で26兆円の市場規模を持ち、飲食店だけで見ても400万人以上の雇用を支えています。

より多くの事業者がコロナの影響を乗り越えていくために、時短要請に対する協力金や、Go To Eat事業等の需要喚起策だけではなく、金融支援を始めとする政策対応により、新たな事業展開等を支え、促進していくことが望まれていると考えております。以上です。

○加藤官房長官

ありがとうございました。続いて、赤羽国土交通大臣より宿泊業の現状について御説明をお願いいたします。

○赤羽国土交通大臣

まず、観光関連産業は、裾野が広く、約900万人の雇用を抱え、地域経済の活性化においても重要な役割を担っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による人の移動の制限やG・O・T・Oトラベル事業の停止措置により、極めて深刻な状況が続いております。

私はこの間全国43の観光地の首長や関係者らとの懇談会を行い、切実な声を聞いてまいりましたが、特に年明け以降先が見通せない状況の中、資金繰りの更なる悪化により、倒産・廃業を訴える声のとみに増えてきております。また、各宿泊施設とも感染拡大防止対策を徹底し、G・O・T・Oトラベル事業に起因するクラスターも発生させていないにもかかわらず、あたかも感染の原因のように批判に晒されていることに、悔しくやるせない気持ちになられている事業者が大半でございます。

お手元の資料2「宿泊業の現状について」を御覧いただきたいと思っております。1ページ目を御覧ください。

宿泊業につきましては、左のグラフにあるとおり、新型コロナウイルス感染症が拡大した昨年初以降、宿泊予約が一昨年の2019年同月比で70%以上減少と回答した施設が9割に達するなど、壊滅的な影響を受けました。

昨年7月以降、G・O・T・Oトラベル事業により一時的に回復したものの、同事業の全国一斉停止措置が講じられた本年1月以降、宿泊予約が2019年同月比で70%以上減少と回答した施設は約5

割以上にのぼっております。

その結果、右の円グラフにあるように、本年2月末までに94%の施設が資金繰り支援を、89%の施設が雇用調整助成金を活用している状況であり、こうした資金繰り支援や雇用調整助成金で、何とか事業を継続している状態であります。

G・O・T・ラベル事業の再開の見通しが立たない中、債務返済の見通しも厳しく、追加融資が受けられなくて困っているといった切実な声が寄せられているところです。

2ページ目を御覧いただきたいと思っております。宿泊業は、非正規雇用者の割合が約54%と高く、かつ、女性の割合も約66%にのぼります。感染拡大以前と比べ、宿泊分野における全雇用者数は約62万人から約55万人へと11%ほど減少しておりますが、そのうち正規雇用者数は約6%減少したのに対し、非正規雇用者数は約14%減少するなど、非正規雇用者がより大きな影響を受けております。

このような厳しい状況を踏まえ、国土交通省としても、各種の支援措置を講じて参りました。

昨年11月以降の一連のG・O・T・ラベル事業の一時停止措置等に伴うキャンセル料無料措置に関し、関連事業者への影響の軽減を図るため、旅行代金の35%、年末年始にあっては50%を支援することとし、その申請総額は、これまでに少なくとも1,000億円以上となっております。

しかしながら、我が国が観光立国としてコロナ後も成長を続けていくためには、瀕死状態にある宿泊業を含む観光関連産業、そして雇用を守り抜く必要があり、まずは感染状況を早期に収束させることを最優先に取り組み、事業の継続と雇用の維持に向け、最大限の支援策を講じていく必要があると考えておりますので、関係閣僚の皆様におかれましては、何卒、最大限のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○加藤官房長官

ありがとうございます。現状分析を踏まえ、金融支援策を4省庁でとりまとめていただきました。まずは、麻生財務大臣より御説明をお願いします。

○麻生財務大臣

新型コロナウイルス感染症の長期化により、深刻な影響を受けております飲食・宿泊事業者等に対し、事業者の雇用維持を図るためにも、金融面の対応策を取りまとめるよう総理から指示があったところです。これを受けまして、金融面での重点的な支援を以下申し上げます。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響が続く間、政投銀・商工中金による支援を強化、民間協調融資原則を停止、単独での積極支援を可能といたします。資本性劣後ローンや優先株等による支援を強化し、金利等の引下げを行います。審査期間の原則1ヶ月程度への短縮等を実施します。

また、民間金融機関に対しても、こうした支援強化策の趣旨を丁寧に説明し、併せて、長期の返済猶予と新規融資の積極実施の徹底、「2期連続赤字」など、契約条項（コベナンツ）に抵触しても、機械的・形式的に取り扱わないこと等を要請し、支援策の徹底を図ります。

加えまして、監査人が実態と乖離した過度に悲観的な予測を行うことは適切でないこと等を内容とした、減損等に関する監査上の留意事項を公認会計士協会から公表しております。この留意事項を監査法人や飲食業界に説明するとともに、公認会計士協会に相談窓口を設置するなど、現

場での徹底をさせていただきます。

これらの支援策の着実な実行により、飲食・宿泊事業者等の支援に、万全を期してまいりたいと考えております。以上です。

○加藤官房長官

ありがとうございます。続いて梶山経済産業大臣。

○梶山経済産業大臣

経済産業省としても、商工中金において、新型コロナウイルス感染症の影響が続く間、民間協調融資原則の停止、企業の中長期的な財務基盤強化のための資本性資金の金利引下げ、金融機関側が審査に要する期間を原則1ヶ月程度へ短縮することなどに取り組むことで、飲食・宿泊事業者等に対する支援を強化してまいります。

また、今回の支援強化策については、その内容や趣旨を、私から直接商工中金に伝え、飲食・宿泊事業者などコロナ禍で大きな影響を受けている事業者に寄り添った丁寧な対応を行うよう指示を行います。

さらに、3月末に公募を開始する事業再構築補助金では、飲食事業者のニーズを踏まえて、撤退関連経費として、建物の撤去費に加え、撤退する店舗の原状回復費等も支援対象にします。こうした措置により、新しい分野への事業展開等を行いやすい環境を整えてまいります。

今後とも、飲食・宿泊等の事業者の支援に万全を期していきたいと考えております。以上です。

○加藤官房長官

ありがとうございます。続いて、野上農林水産大臣より御発言をお願いします。

○野上農林水産大臣

私から、「外食産業支援債務保証の拡大」についてご説明いたします。資料7を御覧ください。

「中堅外食事業者資金融通円滑化対策」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に置かれている外食事業者の経営安定に必要な運転資金の円滑な融通について、債務保証を通じて支援するために措置しているものであります。

右側の「事業イメージ」を御覧ください。国から11億円、日本フードサービス協会から1.2億円の合計12.2億円で債務保証基金を造成しています。この日本フードサービス協会が事業実施主体となりまして、中堅外食事業者が借りる1社当たり1億円までの運転資金に対し、その8割を債務保証するという内容で実施しております。今回、多くの外食事業者が緊急事態宣言の影響により厳しい経営環境に置かれていることを踏まえまして、この事業の要件を見直しました。

一点目は、対象事業者の拡大であります。左側の事業内容の黄色塗りの部分に記載してありますとおり、これまで中堅事業者を対象としてきたところ、大手事業者も対象といたします。

二点目は、保証内容の拡大です。右側の事業イメージの黄色塗り部分に記載してあるとおり、保証対象借入額の上限を1億円から2億円に引き上げます。

今回措置される他の金融支援策に加えてこの事業が利用されることを通じて、より多くの事業

者の新たな事業展開等を支え、促進してまいりたいと考えています。

○加藤官房長官

ありがとうございます。それでは、金融支援策について、各大臣からの御発言をお願いいたします。まずは、西村内閣府特命担当大臣よりお願いいたします。

○西村内閣府特命担当大臣

二点申し上げます。一点目はREVICの活用であります。資料3の1頁、下から5行目にあります。REVICは、現在も飲食業・宿泊業を始め、幅広い業種からの相談を受け、具体的な支援の検討を進めているところでありますが、これまでに蓄積してきたノウハウや、ハンズオン支援などの機能を最大限活用して、地域公共交通機関などに対する支援について、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。また、その際、人員の強化や外部委託の活用などにより、新型コロナウイルス対応の支援体制の更なる強化を図ってまいります。

二点目は、飲食の場での感染拡大を抑えていくことについてであります。ガイドラインの見直し・徹底を図っていきます。引き続き、21時までの時間短縮の営業を呼びかけていきますが、その際に、アクリル板・換気・会話の際のマスクの着用など感染症対策の徹底を呼び掛けると同時に、その費用を支援する持続化補助金や高機能換気設備の導入を支援する補助金の周知による利用促進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○加藤官房長官

ありがとうございます。続いて、赤羽国土交通大臣よりお願いいたします。

○赤羽国土交通大臣

宿泊業は多くの雇用を抱える労働集約型の産業であり、先ほど申し上げましたが、既に本年2月末までに約9割の施設が資金繰り支援や雇用調整助成金を活用されつつ、辛うじて事業を継続し、雇用の維持をしているところです。

今回の、飲食・宿泊等の企業向けの新たな金融支援等は、宿泊業にとって大変重要な支援であり、これが十分に活用され、事業の継続と、非正規雇用労働者を含めた雇用の継続に繋がるよう、各地方運輸局に設けた相談窓口を通じて、しっかりと制度の周知と利用促進に取り組んでまいります。

各事業者からは、「雇用調整助成金の特例措置は本当にありがたい」、「GoTo事業の本格再開等により観光需要が回復するまでの間、雇用調整助成金の特例措置の延長も含め、宿泊施設で活用できる支援策の継続・更なる拡充をお願いしたい」という切実な声をいただいております。是非、関係閣僚の皆様には、こうした業界の窮状をご理解頂き、これらの支援策の継続・拡充をお願いしたいと存じます。

その上で、このような臨時・緊急の措置だけではなく、感染を早期に収束させ、失われた観光需要を回復させていくことが何よりも大切であります。

3月20日に全国知事会から、「感染状況などの地域の実情を踏まえ、例えばGoToトラベル事業

において感染が落ち着いている地域の宿泊施設をその地域の住民が利用する場合をはじめ段階的に再開するなど、感染状況に応じ、G o T o トラベル事業に準じた強力な支援も含め、適切かつ弾力的に運用をすること」といった提言をいただいたところでございます。国土交通省としても、こうした提言を重く受け止め、また、既に全国各地で行われている自治体独自の観光需要喚起策の実態を踏まえ、具体策の検討を進めたいと考えております。よろしく願いいたします。

○加藤官房長官

ありがとうございます。他に御発言ございますか。

(発言なし)

○加藤官房長官

よろしいでしょうか。それでは、これを踏まえ、各省庁におかれては具体的な対応を機動的にお願いしたいと思います。

最後に、菅内閣総理大臣から締めくくりの御発言をいただきます。プレスの方が入ります。少しお待ちください。

(報道関係者入室)

○菅内閣総理大臣

本日は、これまで多くの雇用を担ってきた飲食・宿泊事業者などの事業の継続を支援するために、金融面での支援策を決定いたしました。

第一に、政投銀による支援の強化です。政投銀や商工中金が、民間金融機関と協調融資を行うとの従来の原則を停止し、単独でも積極的に支援します。原則1か月程度でスピーディーに貸付けを行います。さらに、事業者の財務基盤を強化するため、劣後ローンや優先株を使いやすくします。事業計画の策定の支援を行い、政投銀などの、劣後ローンの金利や優先株の配当水準を引き下げます。地域の公共交通機関については、REVICなどの政府系ファンドが債権買取りなどによる支援を行います。

第二は、既存の債務に関する支援の強化です。新型コロナの発生から1年が経ち、公庫や民間金融機関において、多くの債務が返済期限を迎えていますが、中小企業向け、大企業向けそれぞれについて、返済猶予や新規融資を積極的に行うよう要請します。

第三は事業再構築補助金の対象拡大です。賃貸物件などの原状回復費用なども支援の対象に含め、飲食などの事業者の業態転換を支援します。このほか、会計監査については、減損などについて、実態と乖離した予測を行うことは適切ではないことを改めて周知をいたします。新型コロナの影響が長引く中で、雇用を守り、事業を継続する事業者の皆さんに寄り添い、きめ細かい対応を政府一体となって行います。

○加藤官房長官

ありがとうございました。プレスの方はご退出をお願いします。

(報道関係者退室)

○加藤官房長官

それでは、本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。